

大学院等における教員研修・休業制度について

奈良県教育委員会事務局 教職員課

県教育委員会から派遣する大学院等の研修には、1 大学院等への教員派遣研修 と 2 特別支援教育教員大学派遣研修 の2つがあります。また、県教育委員会の許可を受けて、教員の身分を保有したまま休業して大学院等で修学する 3 大学院修学休業制度 も設けられています。

これらの制度は、確かな指導力と高い専門性を身に付けるとともに、昨今の教育課題に対応する実践力を高め、各々の成果を本県教育の充実・発展に繋げることを目的としています。

	1	2	3
	大学院等への教員派遣研修	特別支援教育 教員大学派遣研修	大学院修学休業制度
対象大学	○奈良教育大学大学院及び 教職大学院	○大阪教育大学 ○京都教育大学	○専修免許取得を目的として 修学できる大学院
期間	2年間	1年間	原則として2年以内 (やむを得ない場合、 3年を限度とする)
形態	・1年次は在職校等の勤務を離れて修学に専念する。 ・2年次は、在職校において勤務に服しながら、大学院の授業及び研究指導を受ける。	1年間在職校等の勤務を離れて修学に専念する。	2年間在職校等の勤務を離れて修学に専念する。
身分	現職教員	現職教員	現職教員
給与支給	あり	あり	なし
対象	50歳以下かつ県内公立学校における6年以上の教諭経験を有する者	50歳以下かつ県内公立学校における6年以上の教諭経験を有する者	県内公立学校における3年以上の教諭経験を有し、かつ定年退職日まで5年以上の期間を有する者
通知(予定)	7月	9月	教職員課ホームページ(随時)
選考・審査	面接及び書類	面接及び書類	書類
大学院等派遣研修費用の償還	対象	対象	対象外

※ 派遣教員の資格等の詳細は、通知時に配付する各研修の要項に記載し

※ 1に関して、大学院2年次の研修方法は、通知時に配付するリーフレットに詳細を記載します。

※ 上記以外に、県教育委員会の許可を受け、教職の身分を保有したまま休業して大学等の課程の履修又は国際貢献活動を行う「自己啓発等休業制度」があります(給与の支給はありません)。詳細は教職員課ホームページで確認してください。

【問い合わせ先】奈良県教育委員会事務局教職員課 電話0742-27-9852